九、中元年末寄附金額ニ付テハ毎年十二月ノ理事会ニ於テ次年度ノ予算ヲ定メ其ノ金額ノ範囲内ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

十、役員ノ報酬ハ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

十一、本財団ノ解散ニ伴フ残余財産ハ総会ノ決議ヲ経テ本財団ト類似ノ目的ヲ有スル他ノ公益法人ニ寄附スルモノトス

十二、本財団ノ公告ハ掲示場ニ掲示スルノ外官報ニ掲載シテ之ヲ為ス

十三、本財団ノ事務所ハ東京市麹町区内幸町一丁目一番地ニ置ク

十四、本財団ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

二十、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

二十一、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

二十二、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

二十三、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

二十四、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

二十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

二十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

二十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

二十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

二十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

三十、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

三十一、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

三十二、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

三十三、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

三十四、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

三十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

三十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

三十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

三十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

三十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

四十、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

四十一、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

四十二、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

四十三、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

四十四、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

四十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

四十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

四十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

四十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

四十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

五十、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

五十一、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

五十二、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

五十三、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

五十四、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

五十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

五十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

五十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

五十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

五十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

六十、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

六十一、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

六十二、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

六十三、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

六十四、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

六十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

六十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

六十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

六十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

六十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

七十、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

七十一、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

七十二、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

七十三、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

七十四、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

七十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

七十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

七十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

七十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

七十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

八十、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

八十一、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

八十二、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

八十三、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

八十四、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

八十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

八十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

八十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

八十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

八十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

九十、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

九十一、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

九十二、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

九十三、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

九十四、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

九十五、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

九十六、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

九十七、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

九十八、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス

九十九、本財団ノ設立ニ関スル事務ハ理事長ニ於テ之ヲ処理ス

百、本財団ノ設立ニ関スル費用ハ金壱千円ヲ限度トシ理事長ニ於テ之ヲ支出スルモノトス